

京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年8月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第27号

京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第5条第2項第47号中「京都市乳幼児医療費支給条例」を「京都市子ども医療費支給条例」に改める。

附 則

この規則は、平成19年9月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)